

## 第1 監査の概要

- |          |   |
|----------|---|
| 1 監査の種類  | 財政援助団体監査  |
| 2 監査対象   | MCJエネルギーサービス株式会社<br>商工農水部工業振興課（財政援助に関する事務の所管所属）   |
| 3 事前調査期間 | 平成24年12月12日から平成25年1月9日まで  |
| 4 監査期間   | 平成25年1月10日  |
| 5 監査対象年度 | 平成23年度  |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務   |
| 7 監査方法   | 財政的援助にかかる関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、<br>会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに<br>重点を置いて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質<br>問等により行った。<br>また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて<br>いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい<br>て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行<br>った。 |

## 第2 監査対象の概要

- |            |  |
|------------|--|
| 1 補助金の名称   | 四日市市企業立地奨励金  |
| 2 補助金交付額   | 31,159,000円  |
| 3 補助金の交付目的 | 本市の区域内において事業所の新設又は増設の設備投資を行う者<br>に対し、奨励措置を講ずることにより、本市における既存企業の新規設<br>備投資及び新規産業の創出等産業立地の促進並びに産業の高度化を<br>図るとともに、就労の場を確保し、もって本市の産業経済の振興と市<br>民生活の安定に資することを目的とする。      |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則<br>四日市市企業立地促進条例、四日市市企業立地促進条例施行規則  |
| 5 補助金の概要   | (1) 奨励措置対象施設の指定申請（四日市市企業立地促進条例第4条）<br>ア 申請日 平成22年4月19日<br>イ 申請書類 指定申請書<br>(対象事業：MCJガスタービンコジェネレーション設備・新設、<br>固定資産総額 49億3,284万円)<br>(添付書類：事業所の概要書、法人登記事項証明書、定款、事業計画書 |

固定資産明細書、その総額を証する書類(請負契約書等)、  
施設等の位置図、配置図、平面図、市税完納証明書、  
環境の保全に関する許可・届出書等)

(2) 指定可否決定通知書(四日市市企業立地促進条例第4条第2項)

ア 認定日 平成22年4月22日

イ 書類 指定可否決定通知書

(3) 操業開始届(四日市市企業立地促進条例施行規則第3条第4項)

ア 提出日 平成22年4月27日

イ 書類 操業開始届(平成22年4月10日に操業開始)

(4) 申請事項等変更届(四日市市企業立地促進条例第7条)

ア 提出日 平成23年2月1日

イ 書類 申請事項等変更届(対象事業:MCJガスタービンコジェネレーション  
設備・新設、固定資産総額 48億3,757万円)

(添付書類:固定資産税・都市計画税名寄帳(家屋)、  
償却資産課税台帳)

(5) 交付申請(四日市市企業立地促進条例第6条)

ア 申請日 平成24年3月9日

イ 書類 交付申請書

(添付書類:固定資産税・都市計画税の納税証明書  
納税済額67,568,500円)

(6) 交付決定(四日市市企業立地促進条例第6条第2項)

ア 決定日 平成24年3月13日

イ 書類 交付決定通知書

(7) 補助金交付 31,159,000円(平成24年3月30日支払)(対象経費の1/2)

補助対象経費 62,318,588円

内訳明細 指定施設に係る固定資産税額

家屋 254,168円、償却資産 62,028,111円

指定施設に係る都市計画税額

家屋 36,309円

### 第3 監査の結果

MCJエネルギーサービス株式会社に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、是正、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、是正、改善等の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

## 1 指摘事項

### 【M C J エネルギーサービス株式会社】

特になし

### 【商工農水部工業振興課】

#### (1) 奨励措置の対象となる施設の指定について

奨励措置の対象となる施設の指定にあたり、申請書の提出書類のうち、法人登記事項証明書については後日提出されていた。受領時に提出書類が整っているか十分確認すること。

【是正事項】

## 2 意見

### 【M C J エネルギーサービス株式会社】

#### (1) 企業立地奨励金の効果の説明について

現状の会社形態では、本市の目的とする新規産業の創出や産業の高度化、雇用拡大の実現が困難であると考えられる。奨励金の目的を再確認し、J S R 社の原動・施設部門との協議も含めて、真に本市の雇用拡大や産業の高度化を実現していることを市側に説明すること。

【要望事項】

### 【商工農水部工業振興課】

#### (1) 当該企業への奨励金交付の見直しについて

本制度は平成12年度に発足し、新規の設備投資を通して新規産業の創出、高度化、雇用拡大、環境負荷の軽減等の実現を対価とした奨励金制度である。しかし、今回のM C J 社の場合においては、この会社形態はリース会社であるとも判断され、新規産業の創出や高度化、雇用拡大は困難であり、それらの実現は不可能に近いと考えられる。この制度の運用において妥当性や公平性の欠落は、真摯に経営に取組み、新規産業の創出や納税を続ける他の企業のためにもあってはならないことである。本制度の目的やM C J 社の業態、決算内容を再度確認し、累計で1億円を超える奨励金を継続すべきかの判断も含めて早急に見直しを行い、改善策を実施すること。

【改善事項】

#### (2) 企業立地奨励金の効果の説明責任について

M C J 社に、当該設備をもってM C J 社内において実現した産業の高度化や雇用拡大等の実績を報告させ、原課による精査、現場実査を行い、奨励金の効果確認と継続是否の判断を実施し、説明責任を果たすこと。

【改善事項】